解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年六月十一日福岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月八日

福岡市博多区上呉服町一〇番一　三井不動産レジデンシャル事務所内

下高宮住宅マンション建替組合

代表清算人　後藤宏一郎

第八十一期決算公告

平成二十一年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	五、八五八、七一三
固定資産	四、九一五、一一〇
合計	一〇、七七三、八三三
負債及び純資産の部	
流動負債	五、二一七、九六九
固定負債	五四九、六〇五
株主資本	五、〇〇六、二五九
資本金	一〇〇、〇〇〇
資本剰余金	五四、六二五
利益剰余金	四、八五一、六三四
（うち当期純利益）	（三〇二、九一五）
合計	一〇、七七三、八三三

平成二十一年六月十八日

三重県四日市市鵜の森一―一三―四三

谷口石油株式会社

代表取締役　谷口　晃

配当公告

愛知県名古屋市中区栄五丁目六番一〇号

破産者　株式会社中京料飲コンサルタンツ

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十年（フ）第一三六四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七七八、一八〇、三六八円

一、配当することのできる金額

金七九、八九六、二七七円

平成二十一年七月八日

名古屋市中区錦一丁目二〇番八号カーニー

プレイス名古屋伏見ビル七階

破産管財人　西脇　明典

配当公告

三重県津市西肥留町六二番地の三

破産者　株式会社ジャパン

右の者に対する津地方裁判所平成二十年（フ）第一六五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一〇七、六一五、五七六円

一、配当することのできる金額

金三四、八八五、二二五円

平成二十一年七月八日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階

破産管財人　**北薗　太**

相続債権者受遺者への請求の催告

本籍秋田県秋田市新屋元町五二八番地の一〇、最後の住所秋田県秋田市新屋元町一〇番二八号

被相続人　亡　蓮池　マサ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月八日

秋田県秋田市山王六丁目八番四一号秋田中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西野　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県仙北郡美郷町六郷東根字上四天地八二番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小松　四郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月八日

秋田県大仙市大曲栄町八番五号、阿部ビル二〇一号　相続財産管理人　草薙　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県岩瀬郡鏡石町本町三三四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　木村　研

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月八日

福島県須賀川市八幡町二一一番地二一一

相続財産管理人　名子　秀文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中村区岩塚町字郷中一一六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　飯田　丈夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月八日

名古屋市中区丸の内三丁目五番三五号弁護士ビル一一〇四号

相続財産管理人　弁護士　小野田知栄子

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成21年7月8日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社アプセン　②千葉県知事(1)14719　③代表取締役　勢能一男　④千葉県松戸市松飛台字御囲250番地　株式会社アプセン代表取締役　勢能一男　⑤1000万円　⑥千葉県知事　⑦千葉県松戸市松飛台字御囲250番地

①株式会社長谷工コーポレーション　②国土交通大臣(1)468　③代表取締役　岩尾崇　④東京都港区芝二丁目32番1号　廃止した従たる事務所　船橋市本町六丁目5番4号　神戸市中央区江戸町85番1号　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区芝二丁目32番1号　株式会社長谷工コーポレーション　代表取締役　岩尾崇

①麻布大学生活協同組合　②神奈川県知事(2)25026　③理事長　坂田亮一　④神奈川県相模原市淵野辺1丁目17番71号　麻布大学生活協同組合　理事長　坂田亮一　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県相模原市淵野辺1丁目17番71号　麻布大学生活協同組合　理事長　坂田亮一

①有限会社ロイヤル企画　②大阪府知事(5)41555　③代表取締役　松村裕子　④大阪府大阪市東淀川区淡路1丁目26番4号　有限会社ロイヤル企画　代表取締役　松村裕子　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市東淀川区淡路1丁目26番4号

①株式会社ウィル　②国土交通大臣(2)6447　③代表取締役　岡本俊人　④兵庫県宝塚市逆瀬川一丁目14番6号　廃止した従たる事務所　兵庫県尼崎市南塚口町一丁目12番1号　兵庫県西宮市田代町19番3号　⑤1000万円　⑥近畿地方整備局長　⑦兵庫県宝塚市逆瀬川一丁目14番6号　株式会社ウィル　代表取締役　岡本俊人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県上野市緑ケ丘中町四二二八番地の五、最後の住所広島県高田郡吉田町大字山手二〇三一番地の五　被相続人　亡　辻脇　順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月八日

事務所広島市中区上八丁堀七―一　ハイオス広島五一三号

相続財産管理人　弁護士　前田　奈美